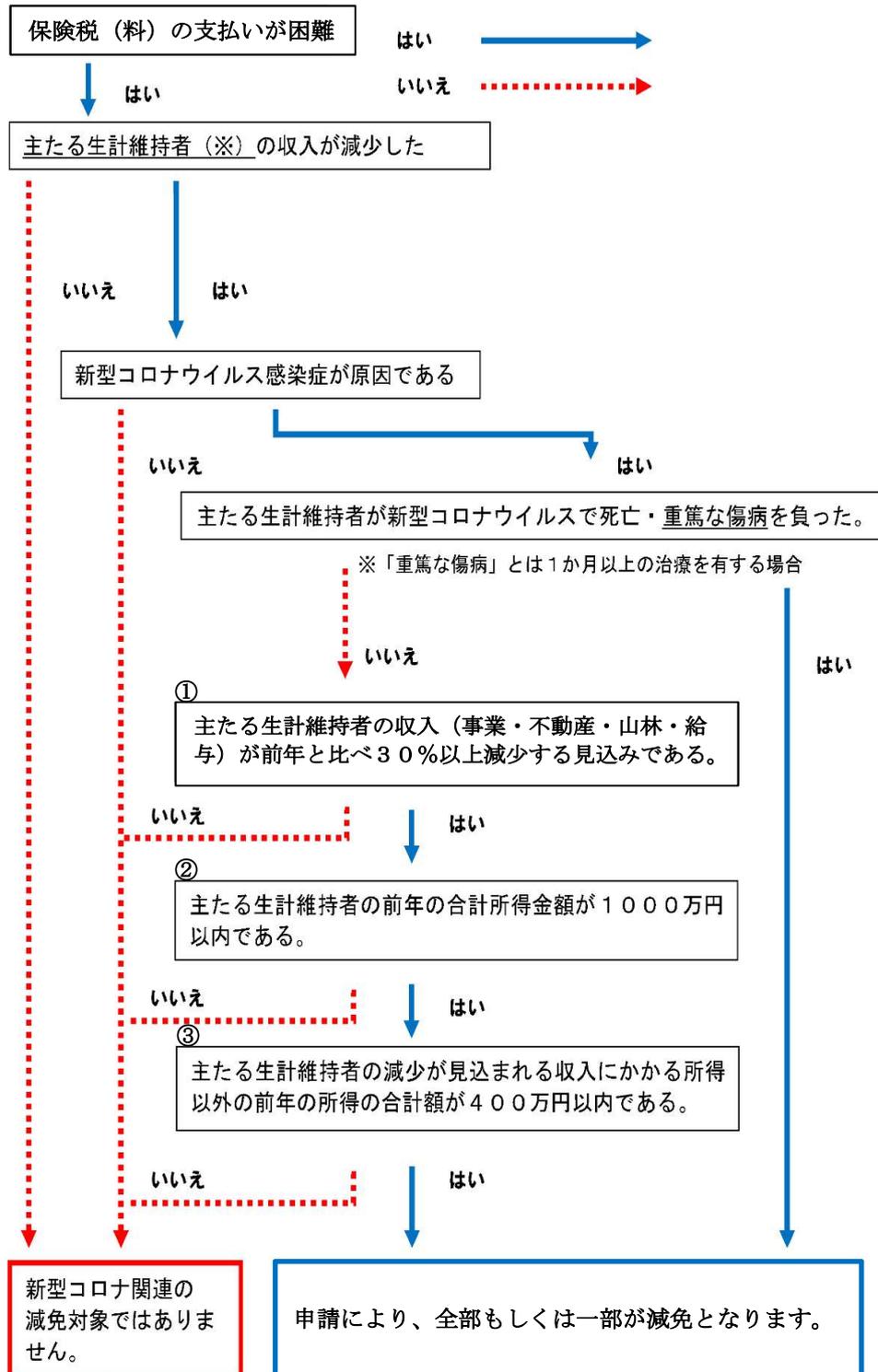


新型コロナウイルス感染症の影響による減免要件の簡易フロー図 (国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)

※簡易的にまとめたものであるため詳細は必ず確認してください。



※「主たる生計維持者」とは国民健康保険税と後期高齢者医療保険料では、「属する世帯主」であることを原則としています。
 ※ 介護保険料は、②の要件を問いません。